



発行 新潟県

**第 41 号**

令和6年5月31日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 49 新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則（行政改革課）
- 50 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則（行政改革課）

告 示

- 662 指定公金事務取扱者の指定及び地方税の収納の事務の委託（税務課）
- 663 指定公金事務取扱者の指定及び地方税の収納の事務の委託（税務課）
- 664 指定公金事務取扱者の指定及び地方税の収納の事務の委託（税務課）
- 665 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 666 農用地利用集積等促進計画の認可（地域農政推進課）
- 667 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 668 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 669 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 670 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 671 公共測量の実施通知（監理課）
- 672 公共測量の終了通知（監理課）
- 673 道路の区域変更（道路管理課）
- 674 道路の供用開始（道路管理課）
- 675 道路の区域変更（道路管理課）

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（地域産業振興課）

選挙管理委員会規程

- 9 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）
- 10 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

公安委員会告示

- 63 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）
- 64 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）

規 則

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月31日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第49号**

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則（昭和41年新潟県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には当該移動号細目を削る。

改 正 後	改 正 前
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書の規定による主要な職員は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 病院局に勤務する職員で次の職にあるもの ア (略) <u>イ</u> (略)	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書の規定による主要な職員は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 病院局に勤務する職員で次の職にあるもの ア (略) <u>イ</u> <u>地域機関（新潟県病院局組織規程第3条の2に規定するものをいう。）の所長の職</u> <u>ウ</u> (略)

**附 則**

この規則は、令和6年6月1日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月31日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第50号**

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則（昭和41年新潟県規則第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には当該移動号細目（以下「削除号細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び削除号細目を除く。）を削る。

改正後	改正前
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの（イに掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。）	(2) 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの（イ及びウに掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。）
ア (略)	ア (略)
イ (略)	<u>イ 加茂病院事業清算事務所及び吉田病院事業清算事務所の所長、次長及び経営課長</u>
	<u>ウ (略)</u>

**附 則**

この規則は、令和6年6月1日から施行する。

**告 示**

**◎新潟県告示第662号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定し、地方税の収納の事務を委託した。

令和6年5月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定及び委託を受けた者  
新潟県新潟市中央区東出来島14番28号  
一般財団法人 新潟県自動車標板協会
- 2 委託に係る徴収金  
新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第4条第1項に規定する自動車税に係る徴収金
- 3 指定をした日及び委託をした日  
令和6年4月1日

**◎新潟県告示第663号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定し、地方税の収納の事務を委託した。

令和6年5月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定及び委託を受けた者

新潟県長岡市平島1丁目2番地  
 一般財団法人 長岡自動車協会

2 委託に係る徴収金

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第4条第1項に規定する自動車税に係る徴収金  
 地方税法（昭和25年法律第226号）附則第29条の12に規定する新潟県に納付される軽自動車税に係る徴収金

3 指定をした日及び委託をした日

令和6年4月1日

◎新潟県告示第664号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定し、地方税の収納の事務を委託した。

令和6年5月31日

新潟県知事 花角 英世

1 指定及び委託を受けた者

新潟県新潟市江南区亀田早通字川根2936  
 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会新潟事務所

2 委託に係る徴収金

地方税法（昭和25年法律第226号）附則第29条の12に規定する新潟県に納付される軽自動車税に係る徴収金

3 指定をした日及び委託をした日

令和6年4月1日

◎新潟県告示第665号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、新発田市の特定制量器定期検査を次のとおり実施する。

令和6年5月31日

新潟県知事 花角 英世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
7月1日(月)	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	新発田市紫雲寺支所	新発田市全域
7月2日(火)		新発田市生涯学習センター	
7月3日(水)			
7月4日(木)			
7月5日(金)		新発田市菅谷コミュニティセンター	
7月8日(月)		新発田市豊浦地区公民館	
7月9日(火)		金蘭荘(旧サン・ワーク しばた)	
7月10日(水)			
7月11日(木)		新発田市生涯学習センター	
7月12日(金)			
7月16日(火)	新発田市加治川支所		
7月17日(水)	新発田市生涯学習センター		
7月18日から令和7年3月14日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月30日、同月31日、令和7年1月2日及び同月3日を除	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

く。			
----	--	--	--

- 3 実施機関  
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第666号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和6年5月31日

新潟県知事 花角 英世

1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	1者	南赤谷681番 0.3ha
新発田市	8者	島潟向野835番ほか120筆 10.6ha
阿賀野市	16者	曾郷通田1845番1ほか85筆 8.2ha
新潟市	25者	横越下郷5829番1ほか454筆 39.7ha
燕市	1者	中川中道上283番ほか3筆 0.3ha
長岡市	12者	下条町新田1600番ほか634筆 49.6ha
見附市	2者	堀溝町向川原1446番ほか66筆 2.2ha
柏崎市	2者	田屋菅田1046番1ほか1筆 0.2ha
魚沼市	2者	虫野棚之入918番1ほか1筆 0.2ha
南魚沼市	2者	泉新田大境101番1ほか36筆 5.9ha
十日町市	6者	高道山乙1085番2ほか23筆 2.4ha
上越市	8者	島田白山372番ほか115筆 11.7ha
糸魚川市	3者	五十原1464番ほか33筆 1.2ha
合計	88者	1,584筆 132.6ha

- 2 認可年月日  
令和6年5月31日

◎新潟県告示第667号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和6年5月31日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15010	登録年月日	平成15年6月20日				
登録検査機関の名称	協同組合 米ネットワーク新潟						
代表者氏名	理事長 飯島 武好						
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区南笹口1丁目9番29号						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産精米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆						
農産物検査を行う区域	農産物検査員			成分検査業務受委託先			
	氏名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者名	主たる事務所の所在地
新潟県	後藤 光	もみ、玄米	K1520055				
	宮澤 健太郎	もみ、玄米	K152024001				
	山田 学	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆	K152024002				
備考	略称『米ネットワーク新潟』令和6年5月31日農産物検査員1名の登録抹消、2名の新規登録。検査員合計119名。						

◎新潟県告示第668号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、見附市の刈谷田川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和6年5月31日

新潟県三条地域振興局長

1 退任

理事 三条市尾崎3641番地 岩坂 省三

退任年月日 令和6年5月20日

◎新潟県告示第669号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、長岡市の三島郡北部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和6年5月31日

新潟県長岡地域振興局長

1 退任

理事 長岡市寺泊敦ヶ曾根1072番地 近藤 博

退任年月日 令和6年5月21日

◎新潟県告示第670号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、十日町市の十日町土地改良区の定款の変更を令和6年5月22日認可した。

令和6年5月31日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第671号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局阿賀野川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年5月31日

新潟県知事 花角 英世

1 作業種類 公共測量 河川測量

2 作業期間 令和6年5月24日から令和7年1月31日まで

3 作業地域 新潟県阿賀野市下黒瀬地区～新潟県阿賀野市小松地区

◎新潟県告示第672号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県柏崎地域振興

局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年5月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業 安田地区 基準点測量）
- 2 作業期間 令和5年9月11日から令和6年3月15日まで
- 3 作業地域 新潟県柏崎市大字安田地内

#### ◎新潟県告示第673号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年5月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡和島線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市高瀬町字江底967番1から	新	11.0～41.4メートル	168.9メートル
同市雨池町字前田114番1まで	旧	11.0～16.6メートル	168.9メートル

#### ◎新潟県告示第674号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年5月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 長岡和島線
- 2 供用開始の区間  
長岡市高瀬町字江底967番1から同市雨池町字前田114番1まで
- 3 供用開始の期日 令和6年5月31日

#### ◎新潟県告示第675号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年5月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新井柿崎線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市三和区本郷字北坪903番1から	新	8.8～20.6メートル	307.2メートル
同市三和区沖柳字東豆田355番1まで			

	旧	6.5～14.3メートル	307.2メートル
--	---	--------------	-----------

## 公 告

## 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和6年5月31日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 新村上ショッピングプラザ

所在地 村上市仲間町197番外

設置者 イオンリテール株式会社 他1者

## 2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和5年12月15日

## 3 意見の概要

## (1) 村上市からの意見の概要

意見なし

## (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

## 4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

## 5 縦覧期間

令和6年5月31日から令和6年6月30日まで

## 選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第9号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年5月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後			改正前		
<b>別表第1（病院）</b>			<b>別表第1（病院）</b>		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
十日町市	(略)	(略)	十日町市	(略) <u>介護老人保健施設 希望の里松涛園</u>	(略) <u>十日町市浦田 2955-1</u>
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

新潟県選挙管理委員会規程第10号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年5月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（掲示の掲載順序のくじの立会）</p> <p><b>第68条</b> 第46条の規定は、<u>衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙</u>における公選法第175条第9項の規定による立会について準用する。この場合において、「候補者届出政党の代表者又は候補者」とあるのは「衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の代表者」と読み替えるものとする。</p>	<p>（掲示の掲載順序のくじの立会）</p> <p><b>第68条</b> 第46条の規定は、参議院（比例代表選出）議員の選挙における公選法第175条第7項の規定による立会について準用する。この場合において、「候補者届出政党の代表者又は候補者」とあるのは「衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の代表者」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第63号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（新規取得講習）を次のとおり実施する。

令和6年5月31日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）

2 実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

令和6年7月3日（水）から同月10日（水）までの6日間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2  
技術士センタービル1

3 受講定員

40人

4 受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2

号警備業務に従事しているもの

- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該旧2級検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

## 5 受講申込手続

### (1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

#### ア 受付期間

令和6年6月17日（月）及び同月18日（火）の各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

#### ウ 留意事項

- (ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。
- (イ) 定員になり次第、受付を締め切る。
- (ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

### (2) 受講申込書の提出等

#### ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

##### (ア) 4(1)に該当する者

2号警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

##### (イ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

##### (ウ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

##### (エ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し

##### (オ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し及び警備業務従事証明書

#### イ 提出期間

令和6年6月25日（火）及び同月26日（水）の各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

#### エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は、認めない。

### (3) 受講手数料

#### ア 金額

38,000円

#### イ 納付方法

新潟県収入証紙又はキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

本講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110 (代表)

---

◎新潟県公安委員会告示第64号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)を次のとおり実施する。

令和6年5月31日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号警備業務」という。)

2 実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

令和6年7月8日(月)から同月10日(水)までの3日間の午前9時から午後5時まで(初日にあつては、午後1時から午後5時まで)

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービル I

3 受講定員

20人

4 受講対象者

受講申込みを行う日において、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものを対象として実施する。

(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であつて、当該旧2級検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

令和6年6月19日(水)及び同月20日(木)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までは除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(ア) 資格者証又は修了証明書の写し

(イ) 4(1)に該当する者

2号警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(ウ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

(エ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(オ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し

(カ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 提出期間

令和6年6月27日（木）及び同月28日（金）の各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は、認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

14,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙又はキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

本講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110（代表）